

長岡京市社会福祉協議会
「地域でつながる長寿のお祝い事業」助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広く市民が高齢者を敬愛し、長寿を祝い、併せて高齢者の福祉について関心と理解を深めるとともに、高齢者が自らの生活向上に意欲を高める等敬老意識の啓発及び高齢になっても地域とのつながりを持ち続け、安心・安全に暮らしていける地域づくりの一助となることを目指した地域ぐるみの各種事業（以下「敬老行事」という。）を開催する地域に対して、長岡京市社会福祉協議会として必要な支援を行うことを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、地域が主体となって行う次に掲げる敬老行事であって、敬老の日前後に実施されるものとする。

- (1) 敬老会の開催
- (2) 高齢者対象の各種大会等の開催
- (3) 高齢者と地域住民との懇談会の開催
- (4) その他敬老行事として地域ぐるみで行う事業

(助成対象地域)

第3条 助成対象事業を行う地域（以下「助成対象地域」という。）は、自治会組織を最小単位とする。

- 2 自治会未組織地域にあつては、地域内の各種団体等が当該地域全域を対象とする行事を開催する場合に限り、前項の規定を準用する。

(助成額)

第4条 助成対象事業を実施するために必要な経費に対する助成額は、次の各号の算式により得られた額とし、総事業費を超えない額とする。

- (1) 次の①②のいずれか
 - ① 満75歳以上の参加者（実施者除く）及び満75歳未満の実施者 1人あたり1,000円
 - ② 満70歳以上の参加者 1人あたり1,000円
- (2) 各種の会開催時の講師謝礼、会場費等 10,000円以内の実費
 - 2 前項に規定する助成対象となる参加者は、助成対象事業の実施日が属する年の12月末日までに対象年齢となる高齢者で、敬老行事に参加した者（会への出席または記念品の受け取り等、方法は問わない）をいう。

(交付申請)

第5条 助成対象地域は、助成金の交付を受けようとするときは、地域でつながる長寿のお祝い事業助成金交付申請書（第1号様式）に次の関係書類を添えて、指定の期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画・事業収支予算書（第2号様式）
- (2) その他必要な書類

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請にかかる書類に基づきその適否を審査し、適当と認めたときは、受理印を押印した当該申請書の複写の送付をもって決定を通知する。

- 2 事前交付を希望する助成対象地域については、会長はその適否を審査し、地域でつながる長寿のお祝い事業助成金事前交付決定（却下）通知書（第3号様式）により、当該助成対象地域に

通知するものとする。なお、事前交付額は申請額の6割を上限とする。

- 3 助成の決定を受けた助成対象地域（以下「助成地域」という。）は、事業実施計画書に従い、事業を実施しなければならない。

（実施結果報告）

第7条 助成地域は、当該申請にかかる助成事業が終了したときは、事業実施1か月後までに会長に対して地域でつながる長寿のお祝い事業実施結果報告書兼助成金交付請求書（第4号様式）に次の関係書類を添えて、提出しなければならない。

（1）事業実施報告・事業収支決算書（第5号様式）

（2）その他必要な書類

（助成金交付）

第8条 会長は、前条の規定による報告書により当該事業の内容及び経理等を審査し、助成額を確定するとともに、助成地域に、地域でつながる長寿のお祝い事業助成金確定通知書（第6号様式）により通知するとともに助成金を交付するものとする。

（交付の取消し）

第9条 会長は、交付決定者が虚偽その他の不正な手段により助成金を受けたことが判明した場合は、当該交付決定を取り消し、又は変更することができる。

（助成金の返還）

第10条 会長は、前条の規定により交付決定の取消し又は変更を行った場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第11条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。